

# 政務活動費とは

## 政務活動費について

政務活動費は、地方自治法の規定により制定された「茨城県政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、議会の審議能力向上や政策立案強化の目的のもと、議会の会派及び議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費として、会派に対して交付されるものです。

## 政務活動の使途

政務活動費を充てることができる経費は、次のとおりです。

### ◇ 人件費

会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費

### ◇ 事務所費

会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費

### ◇ 事務費

会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費

### ◇ 交通費

会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費

### ◇ 視察・研修費

会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等（共同開催を含む。）に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費

### ◇ 調査委託費

会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費

### ◇ 資料購入・作成費

会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費

### ◇ 要請陳情等活動費

会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費

### ◇ 会議費

会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民相談会等に要する経費

### ◇ グループ活動費

会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費

### ◇ 広報紙(誌)発行費

会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費

### ◇ ホームページ作成・管理費

会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費

### ◇ 政策広報費

会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広聴活動に要する経費

### ◇ 会費

会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

## 交付額

会派の所属議員数により、一人当たり月額 30 万円を交付します。

## 収支報告書及び領収書等

会派は、政務活動費に係る収入及び支出の収支報告書を毎年度4月30日までに議長に提出することとなっています。

また、収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出することとなっています。

## 収支報告書等の閲覧

提出された収支報告書及び領収書等は、「茨城県政務活動費の交付等に関する条例」及び「茨城県政務活動費の交付等に関する条例施行規程」に基づき、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧をすることができます。

閲覧の受付	議会事務局総務課
閲覧時間	月曜日から金曜日の9時から12時まで及び13時から17時まで (日曜日、土曜日及び祝日・休日並びに年末年始(12月28日から1月4日)を除く。)